

HANDA 市民討議会実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 HANDA 市民討議会（以下「市民討議会」という。）の公平・公正かつ中立的な運営、手法の効果の検証及び評価を円滑に実施するため、HANDA 市民討議会実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民討議会の運営に関すること。
- (2) 市民討議会の手法の効果の検証及び評価に関すること。
- (3) 市民討議会における討議結果等の報告に関すること。
- (4) その他市民討議会に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 市民
- (2) 公益社団法人半田青年会議所会員
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

2 市民のうちから委嘱する委員は、公募によるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部市民協働課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。